



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

703	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
704	〃	(〃).....	2
705	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課).....	2
706	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
707	〃	(〃).....	3
708	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	(〃).....	3
709	児童福祉法による指定障害児入所施設の指定を受けたものとみなされた事業者	(〃).....	3
710	児童福祉法による指定障害児入所施設の指定	(〃).....	4
711	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	(〃).....	4
712	〃	(〃).....	6
713	〃	(〃).....	6
714	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	6
715	救急病院の認定	(医務課).....	6
716	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	7
717	大規模小売店舗の変更の届出	(〃).....	8
718	恋野土地改良区の解散	(農業農村整備課).....	8
719	基本測量の実施	(技術調査課).....	9
720	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
721	道路の供用開始	(〃).....	9
722	道路の区域変更	(〃).....	9
723	道路の供用開始	(〃).....	10
724	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10
725	〃	(〃).....	10
726	港湾施設の概要の変更	(港湾空港課).....	11

○ 労働委員会告示

*2	審査の期間の目標	11
----	----------	-------	----

○ 公営企業管理規程

*1	和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程	11
----	------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第703号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年7月25日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年5月25日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山舞台芸術ネットワーク

3 代表者の氏名

大川仁史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市元博労町36番地 シャインビルフクシマ302号

5 定款に記載された目的

この法人は、文化権に基づき、和歌山における舞台芸術の振興や更なる普及、能力や技術などの全面的な向上を目指し、芸術コミュニティや広く市民に対する支援・育成活動、人的資源確保に向けた子どもへの双方向型の取り組みを行い、また、それにより派生する芸術産業をもって、総合的な地域社会の活性化を図り、市民の福祉向上及び豊かで充実した社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第704号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成24年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年6月4日

2 名称

特定非営利活動法人三敬福祉会

3 代表者の氏名

片山悟誌

4 主たる事務所の所在地

和歌山県紀の川市桃山町市場186番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児（者）、高齢者及びその家族に対して、地域福祉・地域生活支援に関する事業を行い、地域での社会生活を円滑に、かつ豊かに過ごせるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔	中西康将	紀泉台整骨施術院	岩出市西安上99-1	平成

14-24				24.5.1
-------	--	--	--	--------

和歌山県告示第706号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700071	第二三幸園	紀の川市粉河4138-3	就労移行支援	社会福祉法人山水会	紀の川市粉河4168	平成24.5.31

和歌山県告示第707号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011800210	ヘルパーステーションこころ	岩出市溝川292-1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社一和	岩出市溝川215 (A216)	平成24.6.30

和歌山県告示第708号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051600041	おひさま教室	有田郡湯浅町湯浅2344-7	児童発達支援	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木564-1	平成24.5.31

和歌山県告示第709号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第27条の規定に基づき、平成24年4月1日に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされた指定障害児入所施設を次のとおり公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	施設の区分	入所定員	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100084	有功ヶ丘学園	和歌山市園部381-2	福祉型障害児入所施設	50人	社会福祉法人和歌山県福祉	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成24.4.1	平成29.3.31

					事業団			
3052400 045	南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	福祉型障害児入所施設	30人	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成24.4.1	平成29.3.31
3052400 037	南紀医療福祉センター	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	医療型障害児入所施設	60人	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成24.4.1	平成29.3.31

和歌山県告示第710号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の指定障害児入所施設を次のとおり指定したので、同法第24条の18の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	施設の名称	施設の所在地	施設の区分	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3052100 017	愛徳整肢園	和歌山市今福3丁目5-41	医療型障害児入所施設	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5-41	平成24.4.1	平成30.3.31
3052100 025	めぐみの園	和歌山市今福3丁目5-41	医療型障害児入所施設	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5-41	平成24.4.1	平成30.3.31
3051600 017	社会福祉法人和歌山つくし会医療型障害児入所施設つくし・医療福祉センター	岩出市中迫665	医療型障害児入所施設	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市森小手穂南沖田2-1	平成24.4.1	平成30.3.31

和歌山県告示第711号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050100 431	カナの家	和歌山市今福3丁目5-41	児童発達支援	社会福祉法人愛徳園	和歌山市今福3丁目5-41	平成24.4.1	平成30.3.31
			放課後等デイサービス				
3050100 258	第二こじか園	和歌山市田尻15-1	児童発達支援	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成24.4.1	平成30.3.31
			放課後等デイサービス				
			保育所等訪問支援				
3050100 241	こじか親子教室	和歌山市平井29-7	児童発達支援	社会福祉法人一麦会	和歌山市岩橋643	平成24.4.1	平成30.3.31
3050100 266	ハミング子ども教室	和歌山市口須佐37-6	児童発達支援	NPO法人ADLサポートセンター・ハミング	和歌山市口須佐37-6	平成24.4.1	平成30.3.31
			放課後等デイ				

			サービス					
			児童発達支援	放課後等デイサービス				
3050100 233	児童デイサービスあい	和歌山市梶取20-1	児童発達支援	放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3051400 079	リアン	海南市船尾438	児童発達支援	放課後等デイサービス	社会福祉法人あおい会	和歌山市今福2丁目9-35	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3051500 068	通所施設「にじ」	有田市初島町浜字砂浜1756-1	児童発達支援	放課後等デイサービス	社会福祉法人有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜字砂浜1756-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052000 035	通園みらい	御坊市菌500番地	児童発達支援		社会福祉法人太陽福祉会	日高郡美浜町和田1138	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052200 072	通園ありんこ	田辺市芳養町3216-19	児童発達支援		社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052200 023	ふあいん	田辺市芳養町3216-19	放課後等デイサービス		社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052200 064	ほうかごきつず	田辺市神小浜二丁目16-53	放課後等デイサービス		社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052200 015	ほうかごきつず うえのやまは うす	田辺市上の山一丁目17-15	放課後等デイサービス		社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1丁目15-13	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3051800 088	社会福祉法人和歌山つくし会多機能型福祉事業所つくしの里	岩出市中迫665	児童発達支援	放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市森小手穂南沖田2-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052100 082	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町大字和田1138	児童発達支援	放課後等デイサービス	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町大字和田1138	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052400 128	ふくいく	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	児童発達支援	放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
3052400 086	児童発達支援センターふうか	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	児童発達支援	放課後等デイサービス	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 24.4.1	平成 30.3.31
				保育所等訪問支援				
3052500 034	児童発達支援センター通園くじら	東牟婁郡那智勝浦町勝浦342	児童発達支援		社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575	平成 24.4.1	平成 30.3.31

和歌山県告示第712号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3051600082	おひさま教室	有田郡湯浅町湯浅2344-7	児童発達支援	社会福祉法人ひまわり福祉会	有田郡湯浅町青木564-1	平成24.6.1	平成30.5.31

和歌山県告示第713号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	指 定の有効期限
3050100365	なのはな・ぷらす	和歌山市善明寺86-18	児童発達支援	有限会社プランニング守山	和歌山市木ノ本76-76	平成24.6.1	平成30.5.31
			放課後等デイサービス				

和歌山県告示第714号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
梅本診療所	橋本市隅田町河瀬352	医療機関の名称	梅本外科整形外科	梅本診療所	平成24.5.25

和歌山県告示第715号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 名称 医療法人明美会 有田南病院
- 所在地 有田郡有田川町小島15番地
- 有効期限 平成27年6月10日

和歌山県告示第716号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーエバグリーン上富田店
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来沖之芝775-7 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年2月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,385㎡
- 6 駐車場の収容台数
158台
- 7 駐輪場の収容台数
58台
- 8 荷さばき施設の面積
96㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
16.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3ヶ所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成24年5月31日
- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成24年6月15日から平成24年10月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第717号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）エバグリーンかつらぎ店

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字佐野字沼905-1 他

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更する事項

駐車場の出入口の数及び位置

（変更前）3ヶ所 敷地北側、敷地北側、敷地西側

（変更後）2ヶ所 敷地北側、敷地北側

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 変更する理由

地元要望に対応するため

6 届出年月日

平成24年5月31日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）

かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成24年6月15日から平成24年10月15日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第718号

恋野土地改良区は、平成24年6月15日解散したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第3項

の規定により公告する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第719号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（重点地域高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成24年7月30日から平成25年1月6日まで
- 3 作業地域 新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町

和歌山県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字林字庵ノ尾1番1地先から同町大字南字外坊15番7地先まで	旧	7.00 ） 10.25	58.30	
同上	新	7.93 ） 10.25	58.30	

和歌山県告示第721号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字林字庵ノ尾1番1地先から同町大字南字外坊15番7地先まで

供用開始の期日 平成24年6月15日

和歌山県告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市三石台一丁目3番7地先から同市三石台一丁目5番29地先	旧	19.98 } 22.79	736.00	
同上	新	19.98 } 27.59	736.00	

和歌山県告示第723号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市三石台一丁目3番7地先から同市三石台一丁目5番29地先まで

供用開始の期日 平成24年6月15日

和歌山県告示第724号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3153	西牟婁郡上富田町生馬字老町田405番1の一部、405番3の一部、405番8の一部、405番9の一部	田辺市あけぼの18番6号 紀陽住建株式会社 代表取締役 菅原国男	平成 24.6.6	5.00	17.94
				4.00	32.07

和歌山県告示第725号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3177	岩出市安上字西畑602番の一部、603番1の一部	岩出市清水384番地の1 有限会社長岡開発 代表取締役 長岡史郎	平成 24. 6. 6	6.00	89.01

和歌山県告示第726号

県が管理する港湾施設を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	変更事項	変更後	変更前
和歌山下津港	西浜第5岸壁荷さばき地	和歌山市西浜字中川向ノ坪1660番489	荷さばき地	面積 (数量)	61,791.55 平方メートル	54,990.78 平方メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

労働委員会告示**和歌山県労働委員会告示第2号**

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18に規定する審査の期間の目標を1年3か月とし、平成24年7月1日以降に申立てがあった不当労働行為救済申立事件から適用する。

平成17年和歌山県労働委員会告示第1号（審査期間の目標）は、平成24年6月30日限り廃止する。

平成24年6月15日

和歌山県労働委員会会長 有 田 佳 秀

公営企業管理規程**和歌山県公営企業管理規程第1号**

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年6月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
目次中「たな卸」を「棚卸し」に改める。

第11条及び第14条中「すべての」を「全ての」に改める。

第16条第5項、第21条第2項及び第21条の2中「手続き」を「手続」に改める。

第60条中「又は知事が確実と認めた有価証券」を「、知事が確実と認めた有価証券又は現金」に、「管理者」を「知事」に改める。

第62条中「たな卸経理」を「棚卸経理」に改める。

「第5節 たな卸」を「第5節 棚卸し」に改める。

第75条中「前条のたな卸」を「前条の棚卸し」に、「たな卸明細表」を「棚卸明細表」に改める。

第76条の見出しを「（棚卸しの立会い）」に改め、同条中「現物たな卸」を「現物棚卸し」に改める。

第77条の見出しを「(棚卸修正)」に改め、同条中「実施たな卸」を「実施棚卸し」に、「たな卸物品過不足明細表」を「棚卸物品過不足明細表」に改める。

第81条中「手続き」を「手続」に改める。

第86条の見出し及び同条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第101条第1号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「年度末たな卸」を「年度末棚卸し」に改める。

別表費用(1)工業用水道事業及び(2)土地造成事業の表中「調整」を「地域」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。